

平成 18 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ ロ ワ イ ド
代 表 社 名 代表取締役社長 渡辺順寛
コード番号 7616 東証第 1 部
問 合 せ 先 専務取締役 野尻公平
(電話：045-312-5970)

臨時株主総会における付議事項確定のお知らせ

当社は、平成 18 年 1 月 13 日付『臨時株主総会招集に関するお知らせ』において、授権株式数の変更及び種類株式の発行を可能とするための定款変更を目的とする臨時株主総会の開催（平成 18 年 3 月 14 日（火）開催予定）についてお知らせいたしましたが、本日（平成 18 年 2 月 16 日）開催の取締役会において、上記臨時株主総会における付議事項を決議・確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

臨時株主総会の議案について

将来の事業資金調達に備えるための施策の一環として、授権株式数の変更及び種類株式（普通株式への転換権のない利益配当及び残余財産分配に係る優先株式）の発行を可能とするための規定の新設を行うものであります。

なお、定款変更の概要は、以下のとおりです（※第 2 回優先株式の上場予定はありません。）。

1. 授権株式数

現行定款：50,000,000 株 （うち普通株式 49,999,970 株）
（ 優先株式 30 株）
変 更 案：113,000,000 株 （うち普通株式 112,999,920 株）
（ 優先株式 30 株）
（ 第 2 回優先株式 50 株）

2. 優先株式

平成 18 年 1 月 13 日付『臨時株主総会招集に関するお知らせ』において公表した内容から変更はございません。

（ご参考）

優先株式の概要

- ① 新 株 の 種 類 ： 株式会社コロワイド第 2 回優先株式（以下「第 2 回優先株式」という。）
- ② 授 権 株 式 数 第 2 回優先株式 50 株
- ③ 優 先 配 当 金 ： 普通株式に優先し、第 1 回優先株式に劣後する。
 - (a) 優先配当金の額 ： 平成 23 年 3 月 31 日までの営業年度に係る利益配当について
第 2 回優先配当金＝100,000,000 円×1.5%

- 平成 23 年 4 月 1 日以降の営業年度に係る利益配当について
第 2 回優先配当金=100,000,000 円×(日本円 TIBOR+3.5%)
第 2 回優先配当金の 2 分の 1
- (b) 優 先 中 間 配 当 金 の 額 : 第 2 回優先配当金の不足額は翌営業年度以降に累積する。
(c) 累 積 条 項 : 第 2 回優先配当金を超えて配当はしない。
(d) 非 参 加 条 項
- ④ 残 余 財 産 の 分 配 : 第 2 回優先株式 1 株につき 100,000,000 円及び第 2 回累積未払優先配当金相当額
- ⑤ 買 受 け : 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第 2 回優先株式のみを買い受けることができる。
- ⑥ 議 決 権 : 第 2 回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- ⑦ 分 割 又 は 併 合 : 当社は、第 2 回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- ⑧ 買 取 請 求 : 第 2 回優先株主は、平成 23 年 4 月 1 日以降いつでも、第 2 回優先株式 1 株につき 100,000,000 円に買取りの効力発生日現在における第 2 回累積未払優先配当金相当額及び第 2 回日割未払優先配当金相当額を加えた額を買取価額として、第 2 回優先株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。
買取請求は、前営業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該営業年度における配当金額及び当該営業年度における買取金額（他の種類の株式の買取金額を含む。）の合計額を控除した金額を限度とする。
- ⑨ 強 制 買 取 : 当社は、いつでも、第 2 回優先株式 1 株につき 100,000,000 円に強制買取日現在における第 2 回累積未払優先配当金相当額及び第 2 回日割未払優先配当金相当額を加えた額を強制買取価額として、第 2 回優先株式の全部又は一部を強制的に買い取ることができる。
強制買取は、前営業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該営業年度における配当金額及び当該営業年度における買取金額（他の種類の株式の買取金額を含む。）の合計額を控除した金額を限度とする。
- ⑩ 優 先 順 位 : 第 2 回優先株式に係る利益配当金、中間配当金及び残余財産の支払順位は、第 1 回優先株式に係る利益配当金、中間配当金及び残余財産の支払いに劣後する。
- ⑪ 転 換 予 約 権 : なし
- ⑫ 強 制 転 換 : なし

3. 劣後株式

平成 18 年 1 月 13 日付『臨時株主総会招集に関するお知らせ』において、種類株式（普通株式への転換権付きの劣後株式）の発行を可能とするための定款変更を検討・予定しておりましたが、昨今の株式市場の動向、当社における資金需要その他の財務状況、既存の株主様に与える影響、会社法施行に伴う法制度の変更等の諸事情を総合的に考慮した結果、今回の臨時株主総会における定款変更を見送ることといたしました。

以上